

九州大学情報政策委員会規程

平成16年度九大規程第189号
施行：平成17年4月1日
最終改正：令和3年11月9日
(令和3年度九大規程第89号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学教育研究評議会規則（平成16年度九大規則第6号）第7条第2項の規定に基づき、情報政策委員会（以下「委員会」という。）の具体的な任務、組織、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 長期的情報政策に関すること。
- (2) 情報基盤の整備・充実に関すること。
- (3) 情報教育及び情報倫理に関すること。
- (4) 教育研究に係る情報化の施策に関すること。
- (5) 学務に係る情報化の施策に関すること。
- (6) 事務に係る情報化の施策に関すること。
- (7) 情報システムのセキュリティに関すること。
- (8) 大学情報の発信に係るセキュリティ管理に関すること。
- (9) 前各号に掲げる事項に係る点検・評価及び改善に関すること。
- (10) その他情報政策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者
- (2) 情報政策に係わる体制及び職務について（令和2年11月16日情報政策委員会決定）に定める最高情報セキュリティ責任者(CISO: Chief Information Security Officer)
- (3) 人文科学研究院、比較社会文化研究院、人間環境学研究院、経済学研究院、言語文化研究院及び基幹教育院の教授及び准教授のうちから選ばれた者 1人
- (4) 理学研究院、数理学研究院、工学研究院、システム情報科学研究院、芸術工学研究院、総合理工学研究院及び農学研究院の教授及び准教授のうちから選ばれた者 1人
- (5) 医学研究院、歯学研究院及び薬学研究院の教授及び准教授のうちから選ばれた者 1人
- (6) 生体防御医学研究所、応用力学研究所、先導物質化学研究所、マス・フォア・インダストリ研究所及びカーボンニュートラル・エネルギー国際研究所の教授及び准教授のうちから選ばれた者 1人
- (7) 情報セキュリティ関係法令の専門家として法学研究院の教授及び准教授のうちから選ばれた者 1人
- (8) 病院メディカル・インフォメーションセンターの教授及び准教授のうちから選ばれた者 1人
- (9) 情報基盤研究開発センター長
- (10) サイバーセキュリティセンター長
- (11) 総務部長
- (12) 研究・産学官連携推進部長
- (13) 学務部長
- (14) 情報システム部長
- (15) 第6条に規定する専門委員会等の委員長
- (16) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第3号から第8号までの委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合

の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 前項の委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、総長が任命する。
- 5 委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員のうちから総長が指名する者をもって充てる。
- 6 委員長は、委員会を主宰する。
- 7 委員会に副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第4条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(専門委員会等)

第6条 委員会に、特定の事項を調査・検討させるため、必要に応じて専門委員会等を置くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、情報システム部情報企画課及び情報基盤課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規程第56号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規程第12号)

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規程第79号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規程第72号)

この規程は、平成22年1月1日から施行し、改正後の九州大学情報政策委員会規程の規定は、平成22年10月1日から適用する。

附 則 (平成22年度九大規程第122号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規程第40号)

- 1 この規程は、平成23年10月1日から施行する。

- 2 この規程施行後最初に任命される第3条第1項第6号の委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則 (平成24年度九大規程第121号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規程第47号)

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規程第79号)

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第108号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第96号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第88号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第96号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規程第27号）

1 この規程は、令和3年5月1日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に第3条第1項第3号から第8号までに規定する者として選出され、同条第4項の規定に基づき任命されたものに係る任期については、第3条第2項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

附 則（令和3年度九大規程第89号）

この規程は、令和3年11月11日から施行する。